

家電ヤマダあんしんサービス規約 (ゴールド特典/ブラック特典)

第1条(規約の適用)

株式会社ヤマダデンキ(以下「当社」といいます)は、家電ヤマダあんしんサービス(以下「あんしんサービス」といいます)の規約(以下「本規約」といいます)を定め、これにより修理保証サービス(以下「本サービス」といいます)を提供致します。

第2条(保証の対象者)

- YAMADA plusプレミアムゴールド会員・ブラック会員(以下「会員」といいます)は、本規約に特別な記載がない限り、本サービス及び特典を受ける事ができます。
- あんしんサービスの対象は、会員の登録世帯ごとの保証とします。
- 前項に規定する登録世帯とは、会員並びに会員と同居及び生計をともにする者とします。
- 本サービスの対象は、登録世帯で保有する当社で購入された保証対象の家電製品とします。但し、業務目的あるいは継続的に不特定または多数の人によって使用されるものはこの限りではありません。

第3条(本サービスの対象商品)

- 対象商品は、出張修理を前提とした製品であり、32型以上のテレビ(液晶・有機EL)・定格内容量100ℓ以上の冷凍冷蔵庫・洗濯機(ドラム式・縦型・二槽式)・家庭用衣類乾燥機・電子レンジ(オープンレンジ)・家庭用エアコン(壁掛け用・窓用)・家庭用大型マッサージチェアの7品目とします。
- 対象商品は、当社でご購入頂いた商品に限ります。なお、ご購入後にご購入頂いた商品も含むものとします。但し、以下の商品は対象外となります。
 - 設置場所が契約世帯の居住住居と異なる商品。
 - 当社でご購入履歴の確認できない商品。
 - マルチ・ビルトイン・パッケージ・床置き型のエアコン、冷温庫、ワインセラー、フリーザー、プロジェクションテレビ、プロジェクター、ディスプレイ、チューナーレステレビ、コンベクションオープン、ポータブル洗濯機、ホームクリーニング機、座椅子式マッサージ機、ガス製品、石油製品、埋め込み式の商品、リユース商品。

第4条(本サービスの保証期間)

- 本サービスは、対象商品のメーカー保証満了日の翌日から適用されます。
- 対象商品の保証期間は、メーカー保証期間にかかわらず、テレビ・洗濯機・衣類乾燥機・電子レンジ・大型マッサージチェアは購入日またはお渡し日より6年間、冷凍冷蔵庫・家庭用エアコンは購入日またはお渡し日より9年間です。
- 製造メーカーの倒産等により修理が不可能となった際には、保証期間内であっても本サービスを提供できない場合があります。

| 保証期間 | 対象商品 |
|----------------|--|
| 購入日またはお渡し日より6年 | 32型以上のテレビ・洗濯機・家庭用衣類乾燥機・電子レンジ・家庭用大型マッサージチェア |
| 購入日またはお渡し日より9年 | 定格内容量100ℓ以上の冷凍冷蔵庫・家庭用エアコン |

第5条(修理保証範囲)

- 保証対象商品に対する適用限度額は、1製品1回あたり購入金額(税込)までとなります。修理費用(出張料・技術工料・部品代)が対象商品の購入金額(税込)を超えた場合、超過分の修理費用は会員のご負担となります。
- 会員と当社の間で、YAMADA plusプレミアム規約第1条4項に定める有効期間中、当社は会員に対し、本規約に基づき本サービスの提供を行い、出張料・技術工料・部品代は当社が負担致します。但し、メーカーの出張修理基準により出張修理ができない場合、最寄り店舗にお持ち込み頂く必要があります。
- 当社が保証する出張料・技術工料・部品代は、消費税を含みます。
- メーカー保証期間中は、商品に添付されるメーカー発行の保証書または取扱説明書に記載されたメーカー保証が適用されます。
- メーカー保証期間満了以降は、メーカー取扱説明書、本体ラベル等の注意書きに従った正常な使用状態で生じた故障を保証します。
- 当社が提供する他の保証と重複加入となっている場合、他の保証での対応を優先し、その対象外となる部分、期間等を本規約の内容で保証します。

第6条(修理規定)

- 修理は部品の供給が可能で、且つ修理可能な場合に適用されます。但し、製造メーカーの部品供給終了や倒産等で修理ができない場合、また当社で修理受付ができない場合、本サービスは適用されません。
- 修理はメーカー、メーカーが指定する業者、当社が指定する委託会社で行います。
- 修理には純正部品・汎用部品・リユース部品のいずれかを使用します。
- 修理は日本国内で、且つ出張修理が可能な地域が対象となります。
- 修理基準はメーカー保証に準じます。

第7条(本サービスの対象外となる部品)

下記部品を交換する場合の出張料・技術工料・部品代は会員のご負担となります。

- メーカー保証書や取扱説明書に付属品、消耗品と記載された部品。
- 主な対象外部品・付属品・消耗品は以下の通りです。

| 商品名 | 保証対象外となる部品例 |
|-------------------|---|
| 家庭用エアコン | リモコン、フィルター、冷媒ガス、ドレンホース |
| 定格内容量100ℓ以上の冷凍冷蔵庫 | 製氷用給水タンク、製氷機浄水フィルター、製氷トレー、たまごトレー、庫内灯、パッキン |

| | |
|---------------|---|
| 32型以上のテレビ | リモコン、各種ドライブ、接続コード、アンテナケーブル、メディアスロット |
| 電子レンジ | ターンテーブル、庫内灯、タンク、パッキン |
| 洗濯機 | 糸くずフィルター、ごみ取りネット、パッキン、外部給排水ホース、洗剤計量スプーン、お湯取りホース(ポンプなし)、ストレーナー |
| 家庭用衣類乾燥機 | パッキン、フィルター |
| 家庭用大型マッサージチェア | シート、カバー、オットマン、リモコン |

- 上記に記載がない部品であっても、これらに類似すると現地技術者が判断した場合の出張料・技術工料・部品代は会員のご負担となります。
- 対象外部品の詳細につきましては、修理専用フリーダイヤル(0120-765522)へご確認ください。

第8条(本サービスの対象外となる事項)

下記に該当する内容は、対象外となります。発生する費用は会員のご負担となります。

- 使用上の誤りまたは通信環境等による不具合、消耗品の交換、付属品の交換及び各部汚れによるクリーニング。
- 設置環境、異常電圧(指定外の電圧)、異常気象、天変地変(火災・地震・水害・落雷・塩害等)、戦争や紛争が起因となった故障。
- さび、カビ、腐敗による変形、変色、変質及びそれらに類するものが起因となった故障。
- 周辺機器、アクセサリー等(通信障害等を含め、保証対象外になります)。
- 複合機能を持った製品の対象外機能部分(例えばレコーダー機能搭載テレビについては、テレビ機能部分のみ保証対象となります)。
- 訪問診断後、修理をキャンセルした場合の出張料及び技術工料。
- 機器に保存されている全てのデータ・プログラム・設定・記録内容。
- 表示パネルのドット抜け、表示パネルの焼き付き、排水詰まり、有機物・無機物・固体・液体に関わらず異物の混入による故障。
- 落下、破損、変形、ヒビ、割れ、塗装の剥離、汚れ、ペットやその他が噛んだ、または爪などで傷をつけたことによる損傷、その他の外的要因による故障。
- 損傷した商品、摩耗した商品、経年使用による破損、故意または過失による破損。
- 本サービス以外のメーカー等が提供する保証が適用された場合。
- 業務・事業・店舗用、商用、営利目的等に使用された場合。
- 対象商品の故障により生じた対象商品以外の故障及び破損、または対象商品が使用できないことによる損害。
- 故障した機器に起因した身体的及び精神的な障害。
- 出張修理先のご住所が、登録住所と異なる場合。
- レシートや保証書の紛失等で購入履歴を確認できない場合。

第9条(本サービスの対象外となる費用)

下記に該当する費用は、会員のご負担となります。

- テレビのチャンネル設定、外部機器の接続等の設定や設置にかかる作業料金。
- 各種クリーニング、異物除去、オーバーホール、ガスチャージ、各フィルターのつまり除去、取扱説明、高所作業にかかる作業料金。
- 故障症状が確認されず修理が履行されない場合にかかる点検診断料及び出張料。
- 修理品の送料、メーカー及び当社が定める基本出張料金を超過した出張料金、及び船舶や航空機を利用した場合の料金、また宿泊費用。
- 持込修理対応商品を出張修理で対応した場合に生じた出張料。なお、持込修理対応商品と出張修理対応商品の判断基準はメーカー保証に準じます。

第10条(本サービスの免責事項)

下記に該当する場合は免責とさせていただきます。

- メーカーの製造上の問題により、当社がメーカーの助力あるいは指導に従いサービス業務を提供したにもかかわらず、修理できなかった場合。
- 当社以外の者による工事または設置(車両及び船舶への搭載を含む)が原因で故障に至ったと判定される場合。
- メーカーの取扱説明書に記載されている以外の使用方法による故障及び改造等によりメーカー仕様の性能を期待できないと判定される場合。
- 部品供給不可による修理不可能な場合。
- 会員が直接当社以外に修理を依頼した場合。
- 現地技術者の確認にて保証対象外と判断した場合。

第11条(特典送付)

- YAMADA plusプレミアム規約第4条に定める年会費のお支払い後、2ヶ月以内に登録住所に特典を送付するものとします。
- 万が一、年会費をお支払後、2ヶ月以内に特典が届かない場合、お手数ですがplusプレミアム会員様専用ダイヤル(0120-950-953)にご連絡ください。住所変更のお申し出がなかった等、然るべき手続きがなされていない場合を除き、改めて特典を送付させていただきます。但し、当社から特典を送付した直前、直後に転居された等、会員の責に帰すべき事由ではない場合、お申し出のあった契約期間にかかる特典を改めて送付させていただきます。

第12条(規定の適用)

本規約に定めない事項に関しては、YAMADA plusプレミアム規約の規定によります。